

(プレス・リリース)

航 貨 運 第 8 3 号

平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日

一般社団法人航空貨物運送協会

航空保安教育訓練支援機関の認定について

- 1 当協会は、11月10日、国土交通省航空局から航空保安教育訓練支援機関の認定を受け、新たに、航空保安に関する教育訓練事業を行えることとなった。
- 2 航空保安教育訓練支援機関の認定申請に至った経緯
 - (1) 我が国では、相次ぐ国際的なテロ事案の発生等を踏まえて、国際民間航空機関 (ICAO) の国際基準に適合した国家民間航空保安プログラムに基づいて航空保安対策が強化されてきており、航空貨物を取り扱う航空貨物利用運送事業に関し、平成24年12月に新しい **KS/RA** 制度が導入された (**KS**=特定荷主、**RA**=特定航空貨物利用運送事業者及び特定航空貨物代理店業者)。

また、国土交通省は、平成25年7月に、事業者の従業員の中から、国自ら実施する航空保安教育訓練を受講した者をインストラクターとして認定し、このインストラクターが事業者の社内で教育訓練を行うことを義務付ける制度をスタートさせる一方、同年8月に、インストラクターによる教育訓練を支援するため、国の認定を受けた航空保安教育訓練支援機関が、**RA** 等の委託を受けて、インストラクターによる教育訓練の一部を代行する制度も導入した。
 - (2) 当協会としては、上記のインストラクターによる教育訓練の制度の実際の運用を見つつ、当協会の会員である **RA** 及び地方運送協会に対しアンケート調査を行ったところ、回答した **RA** の62% (地方運送協会の71%) が「インストラクターによる社内教育は十分に手当てできている」としながらも、**RA** の73% (地方運送協会の100%) が、当協会が航空保安教育訓練支援機関の認定を受けた場合は「全面的に又は一部利用する」とし、その理由 (複数回答可) として、**RA** の81% (地方運送協会の100%) が「保安教育を合理化したい」を挙げ、**RA** のインストラクターが、当該 **RA** だけでなく、その業務委託先を含めて社内で教育訓練を行うことが相当の負担となっており、当協会の支援に期待している者が少なくないという状況が判明した。
 - (3) このような状況に鑑み、当協会として慎重に検討した結果、航空保安教育訓練支援機関の認定を受けて **RA** の支援をすべきであるとの結論に達し、国土交通省に対し、当該支援機関の認定申請を行うに至ったものである。
- 3 当協会の航空保安教育訓練支援機関としての教育訓練事業の概要
 - (1) **RA** の委託に基づいて、当該 **RA**、その業務委託先企業等の従業員に対し、**RA** のインストラクターを一部代行して教育訓練を行う (当該教育訓練を修了すれば、インス

- トラクターによる教育訓練の修了と認められる。)
- (2) 教育訓練は、初任者に対する初任者教育訓練、現職者に対するリカレント（定期）教育訓練及びこれらの教育訓練の対象者以外の者に対する意識啓発教育訓練の3種類とし、初任者教育訓練及びリカレント（定期）教育訓練については、受講者に対し効果測定のための試験を行う。
 - (3) 講師は、当協会の保安委員会の委員又はその経験者若しくは当協会の会員である RA が推薦した者であって、相当の期間航空保安業務に従事した経験を有する者のうちから委嘱する。
 - (4) 教材は、ICAO 附属書、航空法等の関係条約及び関係法令、国家民間航空保安プログラム、航空貨物に係る保安対策基準その他の関係文書から作成し、国土交通省の承認を得たものを使用する。
 - (5) 航空保安の確保の観点から、講師及び受講者には、教材及び教育訓練の内容その他支援事業に関連して知り得た情報について守秘義務を課す。教材は、講師、受講者その他の関係者以外への配布を禁止し、厳重に管理する。
- 4 航空保安教育訓練支援機関としての教育訓練は、東京を中心とし、来年度以降、必要に応じて地方都市でも行うこととする。
- 5 航空保安教育訓練支援機関の認定後初の教育訓練として、本年12月に、東京で、RA 及びその業務委託先企業の従業員を対象として、数十名規模の教育訓練を行う予定。

(本件に関するお問い合わせ先)

一般社団法人 航空貨物運送協会 事務局
〒104-0033 東京都中央区新川一丁目6番1号
アステール茅場町ビル4階

TEL: (03) 6222-7571 (代表)

FAX: (03) 6222-7577